

特定非営利活動法人くおりお 虐待の防止のための指針

1 事業所におけるに虐待の防止に関する基本的考え方

平成 25 年 4 月 1 日に「障害者総合支援法」が施行され、目的規定において、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」が明記され、基本理念が規定されています。その理念の一つに、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊敬されるものである」ことが示されています。虐待は、重大な権利侵害であり、自立や社会参加を妨げるだけでなく、心身に重大な悪影響を及ぼします。障害者虐待防止法に基づき、虐待の禁止、予防や早期発見、必要な措置等徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

2 虐待の定義

- (1) 身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- (2) 性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (5) 経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待・不適切なケアの未然防止の取り組み

事業所の職員は虐待・不適切なケアの未然に防ぐために以下の取り組みを実施する。

- (1) 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み。
- (2) 提供する介護サービスの点検と、虐待に繋がりがねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組み。
- (3) 職員が一体となって権利擁護や虐待防止の意識の醸成と、障害の種類に対する理解を高める研修の実施・教育等の取り組み。
- (4) 指針及びマニュアルの定期的な見直しと周知。

4 虐待発生時の対応

- ・虐待等が行われた場合には、次章の手続きに基づき利用者家族に速やかに説明し、報告を行うこと。
- ・事業所内において他の職員等による適切な手続きに依らない虐待等を視認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで上席者への報告を行うこと。当該報告を受けた上席者は、虐待を実施したと思われる職員に聞き取りを行い実態の把握に努めること。
- ・虐待の事実が発覚した場合は利用者及び利用者家族への謝罪を行い、所轄庁への報告並びに次章に記載する手続きに則り、報告を行うこと。

5 虐待防止検討委員会の責務

人権の擁護、虐待の防止等に向けて、虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置します。ただし、身体的拘束適正化検討委員会との一体的な運用とします。

(1) 設置目的

- ・虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ること。
- ・虐待が発生した場合に、その対応に関すること。
- ・虐待の原因分析と再発防止策に関すること。
- ・職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。

(2) 委員の構成

- ・身体的拘束適正化検討委員で構成します。
- ・委員の中から専任の虐待の防止の適正化対策を担当する者を決定し、会議の進行等を行います。

(3) 委員会の開催（1年に1回以上）

- ・身体的拘束適正化検討委員会開催時に同時に開催します。
- ・虐待が行われたと判断されたときは、随時開催します。
- ・委員会開催後は検討内容、結果等を職員へ周知徹底します。

6 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、社会福祉協議会、市の関係窓口を案内する等の支援を行うこととする。

7 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対して、虐待の防止に向けて、利用者の人権を尊重したサービスの励行を進めると

ともに、虐待の防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発することを目的とした研修を行います。

- (1) 定期的（年 1 回以上）教育・研修の実施
- (2) 新任者に対する虐待の防止の研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

8 虐待等発生時の相談に関する基本方針

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における障害者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。
- (6) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。
- (7) 虐待が発生した場合の対応については、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を参考に、対応することとする。

9 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

利用者及び利用者家族等の求めに応じていつでも閲覧できるよう事業所に掲示すると共に、ホームページに公表し、誰でも閲覧できるようにする。

令和 4 年 4 月 1 日